

受験規約

試験中の禁止事項

次に該当する受験者は失格とし、悪質な場合、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

〈在宅試験〉

- ・試験運営委員および試験監督の指示に従わない者
- ・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
- ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
- ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
- ・暴力行為や器物損壊、電話やメール・口頭・文書による試験に対する妨害行為におよぶ者
- ・その他の受験要項（指定提出物の期限までの提出等）に定められた受験規則に準じず不正行為を行う者
- ・その他の不正行為

〈在宅試験におけるその他禁止事項〉

- ・「願書提出に関する注意事項」および受験票記載の注意・禁止事項に準じます。

試験実施日時および受験の権利行使期間について

当学会が実施する検定試験は受験願書提出期間や試験期間を設けており、試験期間終了後は「受験者」の受験する権利が消滅します。ただし、当学会が不可効力と認めた場合に限り、再受験等の権利行使期間を設けることがあります。

在宅試験問題一式の受け取りについて

在宅試験問題一式（以下、「試験セット」）の配送は、願書記載住所以外の配送、郵便局留め等の受験者都合による配送・受領方法には応じられません。なお、受験者による禁止行為の手配および受領が行われた場合は、失格とし試験セットを回収いたします。また、試験期間中の受け取りができなかった場合、「不在票」が投函されますが、受け取りができない場合は無効となります。また、不在により試験セットが当検定事務局へ戻った場合、再送はできません。無効となります。

試験結果の通知

全ての受験者に対して、合否通知書を所定の期日に送付します。合否通知書が届かない場合は、合否発表一週間後以降に必ず学会業務センターまでお問合せください。学会が定める合否発表日から起算して一ヶ月以上経過した場合は、合否通知書の再発行依頼には応じられません。

指定書類返却の義務

試験問題・答案用紙・受験票の提出は受験・未受験に関わらず、必ず指定の方法で返却してください。

認定範囲の限定

当学会主催認定資格は、メンタルケアおよびそれに隣接・関連する知識を、当学会の定める基準における試験において一定以上有することで合格とし、資格認定をしています。当学会主催

認定資格は、試験合格者の職能ならびに適性を証明するものではありません。当学会主催認定資格とは以下の通りです。

- ・メンタルケアカウンセラー®
- ・メンタルケア心理士®
- ・メンタルケア心理専門士®
- ・ペットロス・ハートケアカウンセラー™ 2・3級
- ・アニマル・ペットロス療法士®
- ・グリーフケア・カウンセラー®

試験内容、採点に関する質問

試験問題の内容及び採点内容、採点基準・方法についてのご質問には一切お答えできません。

解答内容の非公開

提出された解答用紙等の内容については、一切公開いたしません。解答内容の確認および返却等の要望についても一切お答えできません。

知的所有権等の権利帰属

当学会が実施する検定試験に関する試験問題等の著作権（著作権法第27条および第28条で規定）と著作者人格権（著作権法第18条から第20条で規定）など一切の知的所有権は学会および協会に帰属します。「受験者」による試験問題・解答用紙等の複製、改変、編集、頒布等及び当学会の権利を侵害する行為のすべてを禁じます。

試験施行後に不正・違反が発覚した場合の措置

試験の施行後、不正や願書提出に関する注意事項および本規約違反が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、悪質な場合、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。

試験が施行されなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に以下のいずれかの対応をいたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

- ・試験の代替日受験
- ・受験料の全額返還

答案の採点ができなかった場合の措置

台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点ができなかった場合は、当該受験者に以下のいずれかの対応をいたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

- ・試験の代替日受験
- ・受験料の全額返還

試験合格および資格登録に関する規約

定義

- ・本規約：試験合格および資格登録に関する規約を指します。
- ・資格合格者：本資格の試験に合格した者を指します。
- ・資格登録者：資格合格者で、当学会が定める所定の方法にて資格登録の手続きを行い資格認定を受けた者を指します。
- ・活動：認定を受けた資格の知識及び技術の範囲内において、呼称を使用した活動を指します。

第1条（資格の種類）

メンタルケア学会（以下「当学会」といいます）が認定する資格は、以下のとおりです。（以下の資格を総称して「本資格」といいます）

（1）メンタルケアカウンセラー[®]

心理学の入門知識およびコミュニケーション向上で求められる基礎能力を有することを証明します。

（2）メンタルケア心理士[®]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる基礎能力を有することを証明します。

（3）准メンタルケア心理専門士[™]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる応用能力のうち、一定の知識基準を修得したことを証明します。

（4）メンタルケア心理専門士[®]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる応用能力を有することを証明します。

（5）ペットロス・ハートケアカウンセラー[™]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる基礎能力を有し、ペットロスの基本的理解と支援の一定の基礎能力を有することを証明します。

（6）アニマル・ペットロス療法士[®]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる応用能力を有し、ペットロスに悩むクライアントに対して、相談、

支援、そして心理療法を駆使しペットロスから解放する能力を有することを証明します。

（7）グリーフケア・カウンセラー[®]

医療・福祉・教育・産業・公共サービス等での相談援助および心理カウンセリング、グリーフケアに対応した心理療法によるカウンセリング業務従事職やコミュニケーション向上で求められる応用能力を有し、ペットロスに悩むクライアントに対して、相談、支援、そして心理療法を駆使しペットロスから解放する能力を有することを証明します。

第2条（資格の認定）

1. メンタルケア心理士の認定

（1）当学会が定める認定条件を満たした者は、本規約及びその他関連する規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでメンタルケア心理士資格を認定し、メンタルケア心理士の呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、メンタルケア心理士の呼称を使用することはできません。

（3）メンタルケア心理士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

2. 准メンタルケア心理専門士の認定

（1）准メンタルケア心理専門士に合格した者（資格合格者）は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることで准メンタルケア心理専門士資格を認定し、准メンタルケア心理専門士の呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、准メンタルケア心理専門士の呼称を使用することはできません。

（3）受験規約の内容等については、別途定めます。

（4）准メンタルケア心理専門士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の商標です。

3. メンタルケア心理専門士の認定

（1）当学会が定める認定条件を満たした者は、本規約及びその他関連する規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでメンタルケア心理専門士資格を認定し、メンタルケア心理専門士の呼称を使用することができます。（資格登録者）

（2）資格登録をしない場合、メンタルケア心理専門士の呼称を使用することはできません。

（3）メンタルケア心理専門士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

4. ペットロス・ハートケアカウンセラーの認定

(1) 当学会が定める等級に準じる受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、ペットロス・ハートケアカウンセラーに合格した者(資格合格者)は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることで合格した等級に基づいたペットロス・ハートケアカウンセラー資格を認定し、ペットロス・ハートケアカウンセラーの呼称を等級名称とともに使用することができます。(資格登録者)

(2) 資格登録をしない場合、ペットロス・ハートケアカウンセラーの呼称を使用することはできません。

(3) 受験規約の内容等については、別途定めます。

(4) ペットロス・ハートケアカウンセラーは特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の商標です。

5. アニマル・ペットロス療法士の認定

(1) 当学会が定める受験条件を満たした場合に試験の受験ができるものとし、アニマル・ペットロス療法士に合格した者(資格合格者)は、受験規約および本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでアニマル・ペットロス療法士資格を認定し、アニマル・ペットロス療法士の呼称を使用することができます。(資格登録者)

(2) 資格登録をしない場合、アニマル・ペットロス療法士の呼称を使用することはできません。

(3) 受験規約の内容等については、別途定めます。

(4) アニマル・ペットロス療法士は特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

6. メンタルケアカウンセラーの認定

(1) メンタルケアカウンセラー資格は、当学会が指定する認定講座を受講し、修了した場合(資格合格者)に本規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでメンタルケアカウンセラー資格を認定し、メンタルケアカウンセラーの呼称を使用することができます。(資格登録者)

(2) 資格登録をしない場合、メンタルケアカウンセラーの呼称を使用することはできません。

(3) 受験規約の内容等については、別途定めます。

(4) メンタルケアカウンセラーは特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会の登録商標です。

7. グリーフケア・カウンセラーの認定

(1) 当学会が定める認定条件を満たした者は、本規約及びその他関連する規約に反しない限り、当学会に対し所定の資格登録をすることでグリーフケア・カウンセラー資格を認定し、グリーフケア・カウンセラーの呼称を使用することができます。(資格登録者)

(2) 資格登録をしない場合、グリーフケア・カウンセラーの呼称を使用することはできません。

(3) グリーフケア・カウンセラーは特定非営利活動法人

医療福祉情報実務能力協会の商標です。

第3条 (資格認定証の交付)

1. 当学会は、本資格の認定を受けた者(資格登録者)に対し、資格認定証書及びカード、ピンバッチを交付します。なお、ピンバッチの交付は第2条1、3、5項に該当する資格のみとします。

2. 資格認定証を破損又は紛失した場合は、当学会へ速やかに申出を行い所定の手続きを行うことで認定証の再発行を行うことができます。また、申請登録時に届け出た内容(氏名・住所等)に変更が生じた場合は、これと同じく当学会へ速やかに申出を行わなければなりません。

第4条 (資格登録者の責務)

1. 常に認定を受けた資格に関する最新の情報を集め、自己研鑽に努めなければなりません。

2. 認定を受けた資格の関連法令の改正、知識、技術の変化等に伴い、認定を受けた資格の知識及び技術の範囲を当学会が変更した場合、資格登録者は当学会が定める所定の方法で知識の補完を行わなければなりません。

3. 活動を行うにあたっては、自らの利益にとらわれることなく、クライアントの利益を優先しなければなりません。

4. クライアントと利益相反が生じる場合、活動をしてはなりません。また、利益相反事項に該当しなくとも、自らの中立性を損なう可能性がある場合については、活動をしてはなりません。

5. 認定を受けた資格取得者としての活動により知り得た個人情報について、情報の流出、漏洩、紛失等の事故がないよう厳守しなければなりません。

6. 資格の名義を第三者へ利用させてはなりません。

第5条 (活動報告義務及び違反者への対応)

1. 当学会に対し、資格登録者の本規約に反する行為または不適切な行為及び活動について、クライアントからの苦情、他の資格登録者からの問題提起、又は行政庁もしくはそれに準じる団体からの申入れがあった場合、当学会は、当該資格登録者の活動内容を調査し、報告を求めることができます。資格登録者は、当学会からの調査に協力し、求められた事項を報告しなければなりません。

2. 当学会は、違反及び不適切な行為、活動について処分を行うことができる。

3. 処分内容は以下のとおりとする。

(1) 当学会が認定する各種資格の取消し

(2) 資格停止

(3) 訓告(始末書提出)

(4) 訓戒(始末書提出)

(5) 始末書提出

4. 被処分者が処分について異議がある時は、当学会にたいし再審査を求めることができる。

第6条（資格の喪失・停止）

1. 資格登録者が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 各種申請書類に虚偽が認められたとき
- (2) 法律に違反する行為を行ったとき
- (3) 資格を剥奪されたとき
- (4) 資格喪失届を提出したとき
- (5) 死亡、または失踪宣言を受けたとき

2. 資格登録者が次の各号の一に該当する場合は、その資格を停止する。

- (1) 第4条2項に違反したとき

なお、第6条2項1号の理由で資格の停止となり、再度資格登録を希望する場合は、当学会の定める所定の手続きを完了し、再度資格登録の手続きをしなければなりません。第6条1項の理由により、資格を喪失した場合は、いかなる場合でも資格の登録はできないこととします。

第7条（資格の剥奪）

当学会は、以下の事由に該当した資格合格者、資格登録者に対し、何ら事前の告知をすることなく、認定資格を剥奪することが出来ます。

- (1) 受験規約および本規約に違反した場合
- (2) 不正の手段により、資格認定を受けていた場合
- (3) クライアントの個人情報をも漏洩・譲渡・目的外で使用を行った場合（故意か否かは問いません）
- (4) 当学会が認定した資格の呼称を使用し、活動範囲外の活動を行った場合（医師法、薬剤師法、薬事法その他活動に関連する関連法規に違反する言動、業務を行った場合）
- (5) 当学会ならびに特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会、後援団体の名誉、社会的な地位を毀損、失墜させた場合
- (6) 第5条で定める調査協力、報告の義務を怠り、または虚偽の報告をした場合
- (7) 当学会が改善を要請した後も改善の見込みがないと当学会が判断した場合
- (8) 当学会の名称を許可なく使用し、または当学会と誤認させる表現を使用した場合
- (9) 当学会の会員及び資格合格者、資格登録者に対して、マルチ商法、ネットワークビジネス、宗教活動への勧誘を行った場合
- (10) 当学会が主催する研修会、セミナー、資格認定試験において、参加者に対して当学会の許可をなく営業活動

を目的とした勧誘を行った場合

- (1 1) 本資格の指定テキスト、当学会からの提供物の転売、無断公開等当学会が有する著作権を侵害した場合
- (1 2) 当学会の定める資格認定制度と類似した教材の製作及び養成講座を開催した場合
- (1 3) 当学会または当学会の関係者に対し、暴行、脅迫、不当要求、強要、押しかけなどの行為を行った場合
- (1 4) その他、資格剥奪をせざるを得ない行為を行った場合

第8条（呼称の使用）

- 1. 第2条に基づき本資格の呼称が使用できます。
- 2. 当学会及び本資格ロゴマーク・ロゴタイプ資格登録者が、資格登録時に当学会から提供される提供物以外に使用することを禁止します。

第9条（免責事項）

当学会は資格登録者が行う活動について、そこで発生した事故、損害に対し一切関与いたしません。これにより当学会が責任及び損害に伴う賠償を負うことはありません。

第10条（損害賠償請求）

資格合格者及び資格登録者が、当学会の名誉及び信頼・信用・社会的地位を著しく毀損失墜させた場合、その者に対し損害賠償請求をすることがあります。

第11条（改定）

本規約は、当学会理事会の決議により変更できます。本規約が改定された場合、本規約は、資格合格者及び資格登録者に遡及的に適用されます。

第12条（その他）

ここに定めのない事項については、全て当学会によって決定します。

第13条（附則）

- 本規約は、平成28年4月1日より実施します。
- 改定：本規約は、平成30年4月1日より実施します。
- 改定：本規約は、令和4年9月1日より実施します。
- 改訂：本規約は、令和7年4月1日より実施します。

メンタルケア学術学会倫理綱領

メンタルケア学術学会正・準会員及び賛助会員（以下「会員」という）の倫理綱領として以下を定める。

前 文

メンタルケア学術学会（以下、「当学会」という）は、特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会が認定するメンタルケア心理士[®]及びメンタルケア心理専門士[®]の学術団体として会員が提供する心理学に関わる相談援助（以下、「カウンセリング」という）の技術、知識の更なる向上を行い、会員の親善と情報交流を図り、もって人間の精神保健の維持・増進に寄与することを目的として、倫理綱領を策定する。会員は心理学に関わるカウンセリングの専門知識人として、上記の目的を遵守し、社会的責任及び道義的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものとする。

第1条 基本的倫理

1. 会員は、基本的人権を尊重すると共に、公正無私に努める。
2. 会員は、自らの専門知識人としての研究や行動に対し、常に責任と品位を持ち、自己の専門知識、資質の向上に努め、最新情報の収集などの自己研鑽を行うよう努める。
3. 会員は、広義的な社会貢献として常に心がけ、自らの専門知識の啓発に努める。
4. 会員は、自らの健康管理、精神状態を常に心がけ、カウンセリングの対象者（以下、「対象者」という）に対し、カウンセリングを常に適切に行えるよう努める。

第2条 法令順守及び看護・福祉理念、自己研鑽

1. 会員は、自らの専門知識の研鑽だけでなく、社会一般に関わる関連法令を遵守し、自己研鑽の専門性を広く持つように努める。
2. 会員は、自己の信念を貫くことだけでなく、他職域の文化・芸術性を貴び、自らの倫理感・道徳心及び良心を養うように努める。
3. 会員は第2条1、2項にある事柄のほか自己技術の応用力を高める為に、当学会が主催する研究会、学会、その他の機関・団体が催すセミナーなどに積極的に参加するように努める。
4. 会員は、文化とは人が作り上げた無形もしくは有形物であることを熟慮した上で、他者に共感的理解を示すことができるような人物になりえるための努力を惜しまないよう努める。
5. 会員は、自己の技術、専らカウンセリング技術だけに着目することなく、寛容なる倫理感を持ちつつも、正当な道徳心・良心を持つことにより、アイデンティティの確立を怠ることのないよう努める。
6. 会員は、当学会以外に専門知識人として機関・団体に所属する場合は、当学会倫理綱領第2条2項と共に、それぞれの諸規則に従うものとする。
7. 会員は、常に看護及び福祉理念を念頭に置き、人間に限らず動物に対する研究活動の場合においても関連法令の遵守及び、動物保護・福祉と適切な管理を行うよう努める。

第3条 目的の開示と必要な情報の提示、説明

1. 会員は、カウンセリングや自らの専門知識の研究として活動をする場合には、対象者に対し、正確な目的を開示し、且つその活動に関わる必要な情報の提示と十分な説明（インフォームド・コンセント）を行い、対象者に同意を得るよう努める。
2. 第3条1項に基づく、対象者の同意は、対象者が自己決定を行える状態で無い場合は、対象者の保護者又は後見人に対し、同様の説明を行い同意が得られるよう努める。
3. 会員は、対象者との同意が得られた場合は、書面をもって同意書を取り交わすよう努める。
4. 会員は、第3条3項で取り交わした同意書は、その目的となる活動が終了せずとも、対象者の意思で終了できる旨を事前に、対象者もしくは対象者の保護者又は後見人に対し説明しなければならない。

第4条 機密保持

1. 会員は、カウンセリングや自らの専門知識の研究として活動を行う際には、対象者の同意なく、活動をしてはならない。
2. 会員は、カウンセリングや自らの専門知識の研究として活動で得た対象者や対象者に関わる情報を、厳重に管理・保管しなければならない。カウンセリングや自らの専門知識の研究として活動で得た情報は、特別な理由または関連法令に定められる場合以外には対象者が同意した目的以外に使用してはならない。

第5条 遵守義務

1. 会員は、本綱領及びメンタルケア学術学会会則及び細則を遵守する義務を負う。

附 則

本倫理要綱は平成19年5月20日より施行する。

本倫理要綱は令和6年4月1日より施行する。

在宅試験願書提出に関する注意事項

必ずお読みください

こちらのページは各種試験の出願手続、出願に関連した各種注意事項等についてまとめたものです。出願される際は、必ずお読みください。また、在宅試験以外の出願方法は各試験詳細ページにも記載がございます。各試験で受験形態が異なりますので、各試験詳細ページを併せてご覧ください。

願書提出について

提出書類の記入について

願書の記入事項に不備がある場合、事実と反する場合は、受験できないことがあります。氏名の漢字はJIS第2水準までとします。

提出書類の返却について

受験願書等の受付後は、受験願書等の提出書類は一切返却できません。

各種検定・認定試験併願について

各検定、認定試験受験資格に併願の可否が記載されています。予めご確認の上、出願してください。併願可能な検定、認定試験で併願を行う場合は「同時に2つの級、または別の検定・認定試験のみ」です。

氏名・現住所を変更した場合（誤記入を含む）

各受験回の出願締切日までに学会にお電話またはお問い合わせフォームでお問い合わせください。**出願締切日以降は氏名、現住所の変更先へ「試験セット」の送付はできません。**

受験者による記載不備の場合

「試験セット」発送後のお申し出による変更は、変更可能な期間であれば再郵送料金を受験者実費負担で申し受けます。

受験願書等の不備がある場合

不備のある受験願書等は、受付できません。受験願書等を提出する際には願書の提出書類チェックシートにより、不備がないよう十分に確認してください。

併願受験の条件

併願受験の受験数

併願受験は2つの試験までとなります。 ※試験によっては併願できないものもありますので、ご確認ください。医療福祉情報実務能力協会検定・認定試験との併願受験も可能ですが、併願受験は2つまでとなります。

受験料について

受験料は銀行振込、郵便振替のいずれかの方法で、受験申込者本人の氏名でご納入ください。

受験料の納入

●願書を郵送で入手した方

願書に同封の**指定銀行振込用紙か郵便振替用紙**を使用し、**受験申込者本人の氏名**で納入してください。

●ホームページから願書のみ入手した方

下記のいずれかの方法で、**受験申込者本人の氏名**で納入してください。

●受験料支払先 振込手数料は受験申込者の負担となります。

銀行 振込先	<銀行名> 福岡銀行 稲築支店 <口座番号> 普通口座 1234885 <口座名> メンタルケア学会
郵便 振替先	<振替口座番号> 01720 - 9 - 149630 <口座名> メンタルケア学会

受験料の納入後の返還について

受験料納入後は、受験料返還及び次回試験以降へ繰り越しはできません。

受験料の納入期限について

受験料の振込、振替は各受験回の**出願締切日までの収納印（入金受付日附印）**のあるものが有効です。各受験回の願書提出期間以外に入金は受付できません。願書提出期間以外に入金された場合の受験料は返還致しかねます。

受験料納入名義について

受験料納入名義は受験者本人であること。

受験料の納入

● 願書を郵送で入手した方

同封してある指定の封筒を使用し郵便局の書留窓口から**簡易書留**で提出してください。

● ホームページから願書のみ入手した方

必要書類を定形外封筒へ封入し、郵便局の書留窓口から**簡易書留**で下記住所へ提出してください。

● 出願書類送付先

<送付住所> 〒 820-0206 福岡県嘉麻市鴨生 55
<宛 名> メンタルケア学会
試験業務センター 検定出願係

提出方法について

郵送のみでの受付になります。FAX、メールでの提出は受付できません。

簡易書留について

簡易書留以外の送付方法で郵送トラブルが生じた場合には責任は負いません。

提出期限について

提出書類の到着は各受験回の出願締切日までの郵便局受付印のあるものが有効です。各受験回の出願締切日翌日以降の郵便局受付印があるものは受付できません。

試験期間

試験会場

在宅試験となります。
※メンタルケア心理士、メンタルケア心理専門士を除く

試験セットの受取について

不在の場合は「不在票」が投函されますが、試験期間中に受け取りができない場合は無効となります。また、不在により試験セットが当検定事務局へ戻った場合、再送はできません。無効となります。郵便局のeお届け通知（LINEでお知らせ）等を利用しての受取日時の変更はしないでください。

受験終了後の提出書類の提出期限

試験期間中および試験期間終了日翌日の郵便局消印が有効です。試験期間終了日翌々日以降の消印は無効となります。

在宅試験実施概要

- ① 試験セットは郵便局より試験期間開始日に願書記載住所へゆうパックが到着します。
- ② 各受験検定試験の受験注意事項を遵守し受験してください。
- ③ 受験終了後に、提出書類を指定封筒へ封入し郵便局の書留窓口にて提出してください。
- ④ 指定以外の送付方法で郵送トラブルが生じた場合、責任は負いません。

合否発表

各受験回の合否発表日当日に、学会から合否通知表を、願書記載住所に配達記録がわかるもので送付します。

合否通知が届かない場合

各受験回の合否発表日から必ず7日経過してから、学会業務センターまでお電話にてお問い合わせください。

合否発表方法について

郵送のみとなります。電話、FAX、メールでの問い合わせは一切受付できません。

その他注意事項

送付した書類等の到着の確認

学会では送付された受験願書等の書類が到着しているかどうかについての照合には応じられません。
(郵送時に交付される簡易書留郵便物受領証のお問い合わせ番号により、各自郵便局で確認してください。)

試験受験地について

【在宅試験】各種検定・認定試験は日本国内及び在宅試験実施可能地域でのみの受験とさせていただきます。

受験規約について

出願の際に、受験規約を遵守する旨を同意する署名が必要です。必ず受験規約をよくお読みの上、同意書へ受験者本人の直筆署名、捺印後願書と一緒に提出ください。

お体に障がいがある方の受験について

お体に障がいがある方で、受験に際して特別な配慮が必要な方は、お申込み前に**必ずP30をご確認の上**、業務センターまでご連絡ください。申請書をお送りいたします。

身体上の障がい等にかかる特別措置

身体上の障がい等により、受験の際に特別措置を希望する方は、特別措置申請書及び必要書類を準備いただき、予め当学会業務センターにお申し出ください。申請書受付後、審査のうえ障がいの状況等に応じて配慮の内容を決定いたします。

提出期限 必ず受験を希望する試験日の願書提出開始日より1ヶ月前までにご提出ください。

特別措置 申請の方法

特別措置を希望する方は、次の書類を提出してください。

- 1: 身体障がい者等受験特別措置申請書
- 2: 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の写し
 - ※ 写し面は、写真の表示がある面とし、写真は判別できる濃度で複写してください。
 - ※ 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けていない場合、医師の診断書・意見書でも可。

身体及び精神障がいの状態が身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等により確認できないまたは判断に困難を要す場合、医師による診断書・意見書をご提出ください。

特別措置 申請の注意事項

- ・ 願書提出後の特別措置申請は受付いたしません。願書とともに特別措置の決定通知の添付が必要なため、願書出願期間前に余裕を持って特別措置の申請を行ってください。
- ・ 受験を希望する試験日の願書提出開始日より1ヶ月以降に申請を行われた場合は、いかなる理由であれ申請はお受けいたしません。
- ・ 特別措置の有効は申請により許可を受けた試験及び試験日に限ります。
- ・ 申請の提出がない場合は、いかなる理由であれ特別の配慮はできません。
- ・ 出願時には出願に必要な書類とともに当協会より許可を受けた特別措置決定の通知の写しの添付が必要となります。特別措置決定の通知の写しの添付がされていない場合は、特別措置の許可を受けた試験及び試験日であっても特別の配慮はできませんので、くれぐれもご注意ください。

特別措置 申請後

審査の結果、受験にかかる特別措置が認められた場合は、特別措置の決定通知を申請者に送付いたします。受験出願の際は、願書とともに特別措置の決定通知を添付しご提出ください。

※障がいの程度によっては配慮できかねる場合もございます。予めご了承ください。

具体的な特別措置内容

在宅試験

肢体不自由	上肢の機能障がい等で文字の記入に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）、ワープロ使用、代筆者による代筆
視覚障がい	弱視等で問題解答に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）、問題冊子・解答用紙の拡大、代読者による代読・代筆（※点字での受験はできません。）
知的障がい・発達障がい等	知的障がい・発達障がい等で問題解答に不自由がある場合、試験時間の延長（1.5倍）

特別措置の申請方法

業務センターまでお電話ください。
「メンタルケア学会主催 検定・認定試験 身体障がい者等受験特別措置申請書」を送付いたします。

TEL 0948-83-5588

平日：9:00～18:00（土日祝休）

〒820-0206 福岡県嘉麻市鴨生55
メンタルケア学会 学会研究・業務センター
特別措置係

※願書は必ず黒のインク又はボールペンで記入してください（摩擦等で消えるものは不可）

標準
字体

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

受験番号

↑※ この欄は記載しないでください。

願書

2026年度 メンタルケア学会®主催 実務能力試験
※ P.31 を参照の上、ご記入ください。

フリガナ (濁点は同じマス内に記入)																
氏名	(姓)							(名)								
生年月日 (アラビア数字のみ)	西暦					年			月			日	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 回答しない
郵便番号 (アラビア数字のみ)	〒					-					年齢 (アラビア数字のみ)			歳		
現住所 アパート名、 マンション名、様方等も 必ず記入してください。	都道府県					市区町村										
	丁目・番地・号															
	建物名															
	様方・部屋番号															
電話番号																

受験する試験に ✓印を記入してください。 併願は2つまで可。 詳しくは受験要綱を ご覧ください。	<input type="checkbox"/> アニマル・ペットロス療法士® 認定試験
	<input type="checkbox"/> ペットロス・ハートケアカウンセラー™ 検定試験 2級
	<input type="checkbox"/> ペットロス・ハートケアカウンセラー™ 検定試験 3級

当てはまる職業を選んで ✓印を記入	<input type="checkbox"/> 学生	<input type="checkbox"/> 公務員 (教員含む)	<input type="checkbox"/> 会社員	<input type="checkbox"/> 医療・福祉関係	<input type="checkbox"/> 自営業	<input type="checkbox"/> 主婦	<input type="checkbox"/> パート	<input type="checkbox"/> 無職・その他 ()
----------------------	-----------------------------	--	------------------------------	----------------------------------	------------------------------	-----------------------------	------------------------------	--

平日の日中 連絡が取れる 電話番号	携帯電話												
	緊急連絡先												
所属先：						内線：							

*受験資格がある検定・認定資格は受験資格に該当するか、必ず確認してください。
*願書の記載内容の確認等、学会より連絡することがありますので、平日昼間に連絡の取れる番号を記入してください。
*勤務先等を記入する場合は、その名称も記入してください。 *裏面を必ず確認してください。 *各教育機関には可否の結果が通知されます。予めご了承ください。

教育機関名 (学校名)												
学籍番号 (受講者番号)												

キリトリ

受験同意書

メンタルケア学会 殿

西暦 年 月 日 (願書提出日)

私はメンタルケア学会主催の検定・認定試験の受験にあたり、「受験規約」(本書 23 ページに記載) 及び「試験合格及び資格登録に関わる規約」(本書 24～26 ページに記載)、「願書提出に関する注意事項」(本書 28～29 ページに記載)を確認のうえ、同意し出願いたします。

受験者名 _____ 印 _____

※受験同意書の提出がない場合、受験は認められません。
必ず受験規約の内容をご確認頂き、願書と共に提出してください。
願書提出日、署名、捺印の無いものは受付できません。

チェックリスト *□に✓(チェック)を入れてください。

検定・認定試験名	願書	受領書	同意書	必要書類 (コピーを送ってください)
<input type="checkbox"/> アニマル・ペットロス療法士® 認定試験	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ペットロス・ハートケアカウンセラー™ 2級合格証書 <input type="checkbox"/> 当学会指定講座修了証 *いずれか一つをチェックしてください。
<input type="checkbox"/> ペットロス・ハートケア カウンセラー™ 検定試験 2級	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 当学会指定講座修了証 ※2・3級併願の場合一部で可
<input type="checkbox"/> ペットロス・ハートケア カウンセラー™ 検定試験 3級	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 当学会指定講座修了証

* 提出書類が「講座修了証」の場合は、お手元に講座修了証を予め準備の上、お振込み・ご出願ください。

受験料の「振込金領収書」または「郵便振替払込請求書兼受領書」

貼付欄

受験料を銀行または郵便局にて納付した後
「振込金領収書」または「受領書」のコピーをのりで貼り付けてください。
(原本の添付の場合お返しできませんので、予めご了承ください)

なお、貼り付けされていない場合は、受験申し込みの受付はできません。